懇談会のまとめ(案)について

内 容

1	懇談会のまとめ (案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
(1) 公の施設の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
(2) 区の予算の仕組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6

区庁舎駐車場等のあり方について 懇談会のまとめ (案)

平成20年3月

区庁舎駐車場等あり方懇談会

はじめに

横浜市では、区庁舎駐車場及び市庁舎駐車場について、有料化を視野に入れた今後のあり方について検討するため、平成19年11月に「区庁舎駐車場等あり方懇談会」 (以下「懇談会」という。)を設置しました。

懇談会は、市民代表者及び学識経験者からそれぞれ3名、合わせて6名で構成しています。

懇談会の開催に先立って市が実施した来庁者や駐車場利用者へのアンケート結果によると、有料化に対しては何らかの条件付きを含めると約6~7割の方が賛成の意向を示していることが分かりました。

そこで懇談会では、これらの市民意見の背景について、どのような理由から有料化に賛成と考えているかを把握するとともに、18区の状況や他都市の状況などを参考に、有料化の目的から減免制度に至るまで幅広い内容について意見交換を行いました。ここに、懇談会の意見をとりまとめることにします。

現在、無料で利用できる駐車場を有料にすることは、区民に対する影響は決して小さくないと考えます。

この点を十分踏まえた上で、市においては今後、懇談会の意見を参考に制度構築を 進めていくとともに、市全体の施策と調整を図りながら、車利用の抑制に向けた市民 意識の啓発など、有料化以外の幅広い取組みを実施することによって、誰もが利用し やすい区庁舎駐車場等になるよう希望します。

> 平成20年3月 区庁舎駐車場等あり方懇談会

座 長 中村 文 彦

目 次

1	区庁舎駐車場等の現状とこれまでの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	有料化検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	有料化の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2 (3 (4	有料化における課題と対応の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	想談会····································	
(2	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

(1)区庁舎駐車場等の現状

①整備状況

- ・ 18区庁舎の来庁者用駐車場の収容台数は、中区の7台から都筑区の 185台まであり、また、駐車場方式は平面式や立体機械式などが用いられ おり、整備状況は区によって様々です。
- ・ 市庁舎の来庁者用駐車場は、耐震補強工事前は96台整備されていました が、現在は工事の影響により60台~70台に縮小して運用しています。
- ・ 駐車場を安全に管理するための駐車場整理員の人件費や、機器の保守点検 費といった維持管理費に年間約2億円もの経費がかっており、これらの経費 は、市の一般会計から支払われています。

②利用状況

- ・ 区庁舎駐車場は、特に乳幼児健診や催し物開催時に、駐車場の入庫待ち車 両が発生しています。また、市役所には200を超える部署があり、市庁舎 駐車場も区庁舎駐車場と同じように混雑しています。
- ・ このため、入庫待ち車両が車道や歩道をふさいでしまうことがあり、他の 車や歩行者の通行の妨げになるなど、周辺の交通に影響が出ています。
- ・ 一部には、無用な長時間駐車や目的外の利用も見受けられ、本来利用した い人が利用できない状況の一因となっています。

(2) これまでの取組み

- 横浜市では、これまで駐車場に関する下記の取組みを行ってきました。
 - ◆利用しやすい駐車場とするための諸対策 公共交通機関利用の呼掛け、駐車場の利用時間の制限、駐車場混雑予測のホーム ページへの掲載、閉庁時の有料化等
- ◆市民意見を把握するためのアンケート調査

2 有料化検討の経緯

- これまでの取組みでは十分な効果があがっているとは言えない状況の中、 特に大規模駐車場を設置している区役所から、今後の取組みの一つとして、 開庁時の駐車場有料化の要望がありました。
- ・ そこで、横浜市では、アンケート結果を踏まえつつ、公平性・受益者負担 や適正利用の促進などの観点から、有料化を行った場合の課題などについて 検討してきました。
- ・ さらに、市民代表者や学識経験者で構成する懇談会で、有料化における課題などに関する幅広い意見交換を求めました。

(まとめ 1)

3 有料化の目的

区庁舎・市庁舎駐車場は、行政サービスの一環としてこれまで提供されていますが、 公平性の観点から受益者負担は必要であり、時代の流れとして有料化ついて検討する ことが必要ではないかと考えます。

有料化は、次のような目的を達成するための一つの手段と考えます。

1 公平性の観点から、受益者負担の適正化を図る

・ 来庁手段は車以外にも徒歩、自転車、電車、バスなど様々あるので、駐車場を利用する人は負担の公平性の観点から、維持管理コストについて受益に応じた負担をすることは必要だと考えます。

2 駐車場の適正利用を促進する

・ 乳幼児連れ、高齢者、障害者や公共交通機関が不便な地区に居住の方など、 車を利用せざるを得ない方々がより利用しやすい環境をつくるために、長時 間駐車や目的外利用の抑制など、適正利用を促進することは必要だと考えま す。

3 駐車場の有効活用を図る

・ 開庁時に混雑する時間帯がある一方、それ以外の時間帯には空きがみられたり、平日夜間や土日休日に未利用となっているところもあるので、駐車場の有効活用を図ることも場合によっては必要と考えます。

4 車利用の抑制による交通・環境対策に資する

・ 市が事前に行ったアンケートの結果では、7割以上の人が有料化後も車の 利用頻度は変わらないと回答しています。

しかしながら、駐車場の入庫待ち車両は、地区交通や環境に影響を与えているという視点から、車を使わなくても良い場面は公共交通機関を利用してもらうという流れをつくることが必要だと考えます。

4 有料化における課題と対応の方向性

(1) 有料化の対象となる駐車場の選定

- ・ 区庁舎駐車場は、区によって規模や駐車場方式が様々です。また、市庁舎 駐車場は耐震補強工事の関係で、通常とは異なった運用をしています。
- ・ このような現状を踏まえたうえで、横浜市より次のような案が提示されました。
 - ◆案1:駐車場の設置目的は、18区庁舎及び市庁舎で同じため、公平性の観点から、全ての駐車場を対象とする。
 - ◆案2:障害者用・業務用の駐車場を確保する必要から、<u>駐車台数が極少の庁舎</u> については、有料化の対象外とする。
- ・ これらについて検討した結果、利用目的によって有料・無料を含めた金額設定(または減免ルール)ができるならば、台数が少ないから無料でよいという論理にはならない、との意見や、公平性の観点から、台数で有料化の対象とするかどうか判断するのは、市民の理解が得られないのではないか、との意見が出されました。

このため、案1のように、全ての駐車場を対象とする方向が望ましいと考えますが、実際の運用にあっては、詳細な検討が望まれます。

・ 庁舎の建替えや耐震補強工事がある場合は、実施時期に配慮することが必要 です。

■有料化の対象となる駐車場の選定の方向性■

- ・ 駐車場の設置目的は、18区庁舎及び市庁舎で同じため、公平性の観点から、 基本的に全ての駐車場を対象とする。
- ・ 庁舎の建替えや耐震補強工事がある場合は、実施時期に配慮する。

(2) 利用料金と利用時間の設定

- ・ 区庁舎駐車場等を条例により有料化をすると、開庁時であっても、一般利用 者も利用料金を払えば駐車できるようになることから、現在の駐車場の混雑は 緩和されないのではないか、との意見があります。
- ・ また、駐車場の有効利用の観点から、閉庁時(平日夜間や土日休日)にも有料開放することが考えられますが、そのことがかえって車利用を誘発するのではないか、との懸念もあります。
- ・ このような点を踏まえると、開庁時においては本当に駐車場を利用したい人 (区役所利用者)がより利用しやすく、また、閉庁時においては過度に車利用 を誘発することがない利用料金と利用時間の設定を民間駐車場とのバランス を考慮しながら工夫していく必要があります。

■駐車場の利用料金と利用時間の設定の方向性■

(利用料金)

- ・ 民間駐車場の料金とのバランスを考慮し、各駐車場の立地条件に応じた料金設定とする。
- ・ 開庁時は長時間利用者を抑制するため、時間に応じて割高となる逓増型の料金設定とする一方、閉庁時の有効活用という観点から、過度な車利用を誘発しない範囲で長時間利用に配慮した料金設定とする。

(利用時間)

・ 区庁舎・市庁舎駐車場の中には、駅に近いところや整備台数が多いところ もあるので、立地条件に応じた設定とする。

(3) 減免の考え方

①減免対象者の考え方

- ・ 受益者負担の考え方によれば、原則として駐車場利用者全員から利用料金 を徴収する必要がありますが、区役所利用者は必要があって来庁している人 が多いことから、駐車料金を減免すべきではないか、との意見があります。
- ・ 公会堂・図書館などの併設施設利用者や一般利用者(駐車場のみ利用する方)については、区役所利用者と来庁目的の性質が違うため、有料とすることが考えられますが、車を必要とする障害者などの減免方法を検討しておく必要があります。

②減免時間の考え方

- ・ アンケート結果によると、区役所を訪問する車利用者の約80%が1時間 以内の滞在となっています。30分以内の滞在は約60%ですが、窓口が混 雑していたり、手続きなどの相談をする場合は、30分以内では用事が済ま ないことがあります。
- ・ 一方、乳幼児健診や会議等の場合は1時間以上かかる事が多く、乳幼児健 診のみの場合、約50%が1時間以上の滞在、市の事業協力者が出席する会 議では、長いものでは4時間程度かかる場合もあります。
- ・ このような実態を踏まえると、用務によっては1時間では不十分なことも 想定されますが、原則1時間は無料とし、それを超えた場合は、その用務先 の責任者が追加分の無料券を出す(認証する)ようにすれば、実務上問題な いのでは、との意見が出されました。

■減免の考え方の方向性■

- ・ 区役所(市役所)利用者は、1時間まで減免とする。
- ・ 障害者は、利用時間について減免する。
- ※ なお、減免対象者や減免時間の間口を広げすぎると、「負担の公平性」「車利用の抑制」「適正利用の促進」といった有料化の目的が形骸化する恐れがあるため、今後の具体的な制度設計に当たっては、さらなる検討を加えることが望まれます。

(まとめ 5)

(4) 収入の還元方法

- ・ 有料化に伴う駐車場機器の設置費や駐車場を安全に管理するための整理員の 人件費など、引き続き一定の維持管理費がかかります。
- ・ 横浜市の試算によると、これらの必要経費を賄ったうえで、年間数億円の収益が出るものと見込まれています。ただし、駐車場の規模、立地や駐車場方式によって、区によって収益に大きな差が出ることが予想されます。

■収入還元の方向性■

・ 市の会計制度では、区ごとに収益を還元する仕組みは困難とされていますが、 もし収益が出るのであれば、区民へ還元されるような仕組みが一番理解されや すいので、一定の目的に使えるように検討を進めて欲しい。

(5) その他の課題

- ①駐車場周辺への影響の回避
 - ・ 有料化すると、周辺道路への路上駐車が増えるのではないか、周辺の民間 駐車場と競合するのではないか、との意見があります。この点については、 次のような方策によって極力影響を回避していく必要があります。

■駐車場周辺への影響の回避の方向性■

(路上駐車対策)

- ・ 交通管理者との連携を密にし、取締りの強化を図る。
- ・ 交通マナーの向上や公共交通機関の利用促進などの啓発を強化する。

(周辺民間駐車場対応)

料金設定について周辺の相場に著しくかい離しないよう留意する。

②市民理解の促進

・ 有料化を実施するためには、市民への理解を得られるような取組みが必要です。

■市民理解の促進の方向性■

- ・ 交通対策や環境対策部門などとの連携を図り、マイカー交通から公共交通へ の転換を促進するようなPR活動などを併せて行っていく。
- ・ 本当に利用したい人(区役所利用者)が利用しやすいように、長時間駐車や 目的外利用を控えるなど、利用者のマナー向上を求めていく。

③認証方法の適正化

- ・ 現在、ほとんどの駐車場では、区役所(市役所)利用者であるか、制限駐車時間内であるかを確認する手順となっています。しかし、実際の運用をみると、認証スタンプが誰でも自由に押せるような状態となっている場合があるなど、適正な運用がなされていないケースがみられます。
- ・ アンケート結果においても、著しい長時間駐車や目的外利用を排除すべき といった意見や、認証システムの適正な運用を望む声が少なくありません。

■認証方法の適正化の方向性■

・ 区役所(市役所)の用務先において、適正かつ厳格な認証をする仕組みを構築する。

(まとめ 7)

5 懇談会

(1) 開催状況

	日時・場所	議事			
第1回	平成19年12月21日(金)	(1) 区庁舎駐車場等の現状について			
		(2) これまでの取組みについて			
		(3) 区庁舎駐車場等のあり方について			
第2回	平成 20 年2月1日(金)	(1) 第1回懇談会会議録について			
		(2) 有料化における課題等について			
		(3) 「区庁舎駐車場等のあり方について」に			
		対するパブリックコメント(素案)につ			
		いて			
第3回	平成 20 年2月 28 日(木)	(1) 第2回懇談会会議録について			
		(2) 懇談会のまとめ (案) について			
		(3) 「区庁舎駐車場等のあり方について」			
		に対するパブリックコメントの実施の			
		報告について			

(2)委員名簿

氏名	所属等			
荒井 紀美子	黄浜市消費生活推進委員 戸塚区代表 			
小池 久身子	葉区交通アクセス改善検討委員会の委員			
重田 麻紀子	重田 麻紀子 横浜市立大学国際総合科学部 准教授			
田中 徹也	総務省自治大学校 教授			
中村 文彦◎	横浜国立大学大学院工学研究院 教授			
西ヶ谷 保秀	横浜市町内会連合会 委員(泉区連合自治会町内会長会 会長)			

(◎は座長、敬称略、50音順)

6 参考資料

(1)区役所・市役所配置図



(2) 来庁者駐車場整備状況

■18区庁舎の来庁者駐車場整備状況

平成20年1月末現在

庁	舎	? 4	;	来庁車用 駐車台数	駐車場方式	管理状況	利用時間	併設施設	最寄駅 からの 徒歩時間	公用 駐車台数
鶴	見	L	区	59(3)	立体機械式56 平面式3	整理員委託、カード方式	8:30~17:15	消防署	7分	15
神:	奈	Ш	区	50(3)	立体機械式32、 立体自走式(地下)14 平面式4	整理員委託、カード方式	8:45~17:15	消防署、水道局地域サービス センター、県税事務所	7分	27
西			区	15(1)	平面式12 敷地外に賃貸3	総務課管理	8:30~17:30	水道局地域サービスセンター	10分	15
中			区	7 1(分庁舎)(1)	立体機械式7 平面式1(分庁舎)	整理員委託	8:30~17:15	_	5分	13 (うち分庁舎5台)
南			区	38(1)	平面式38	整理員委託、カード方式	8:15~22:00 第二駐車場8:40~17:20	消防署、公会堂	5分	17
港	南	9	区	51(2)	平面式51	パーキングゲート設置	8:15~22:00	消防署、公会堂	1分	15
保土	Ŀケ	谷	区	52(3)	平面式35 立体自走式(地下)17	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30~17:30	消防署	2分	32
旭			区	78(2)	平面式70 立体機械式8	整理員委託	8:30~22:00	消防署、公会堂	7分	31
磯	7	2	区	140(2)	立体機械式100 立体自走式(地下)18 平面式22	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30~22:30	公会堂、図書館	3分	14
金	泝	7	区	62(2)	平面式62	パーキングゲート設置	8:30~17:30	消防署、公会堂	12分	15
港	٦t	Ł	区	82(3)	平面式(一般63、 臨時19)	整理員委託、カード方式 パーキングゲート設置	8:30~22:15	消防署、公会堂	7分	20
緑			区	74(1)	平面式6 立駐機械式68	整理員委託	8:30~22:15	消防署、水道局地域サービス センター、公会堂	5分	17
青	葉	ŧ	区	175(1)	平面式	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30~23:30	公会堂、スポーツセンター	8分	34
都	笌	ŧ	区	185 (5)	平面式145 立体自走式(地下)40	パーキングゲート設置	8:30~22:30	消防署、児童相談所、 農政事務所、公会堂、図書館	6分	55
戸	塜	Ŗ	区	54(1)	平面式30 立体機械式24	整理員委託、カード方式	8:15~17:45	農政事務所	10分	25
栄			区	62(1)	平面式62	整理員委託	8:15~22:00	_	10分	16
泉			区	108(4)	立体自走式(地下)	パーキングゲート設置	8:15~22:00	消防署、公会堂	5分	21
瀬	谷	.	区	61(3)	平面式	総務課管理	8:20~17:30	消防署、公会堂	7分	27

■市庁舎の来庁者駐車場整備状況(耐震補強工事前)

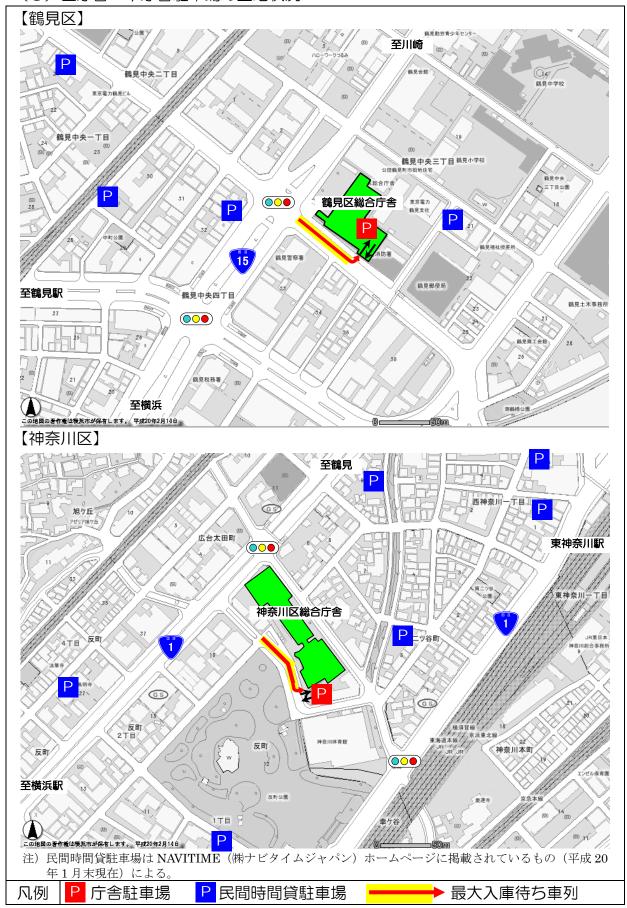
	来庁者用駐車台数	駐車場方式	管理状況	利用時間	備考	公用 駐車台数
市庁舎	96(3)	平面式	整理員配置	8:30~17:30	H19~21年4月の市庁舎耐震補強工事期間に ついては、駐車台数が減少。 耐震補強工事後、96台から85台程度に減少。	184

※ ()は内数であり、身体障害者用の駐車台数

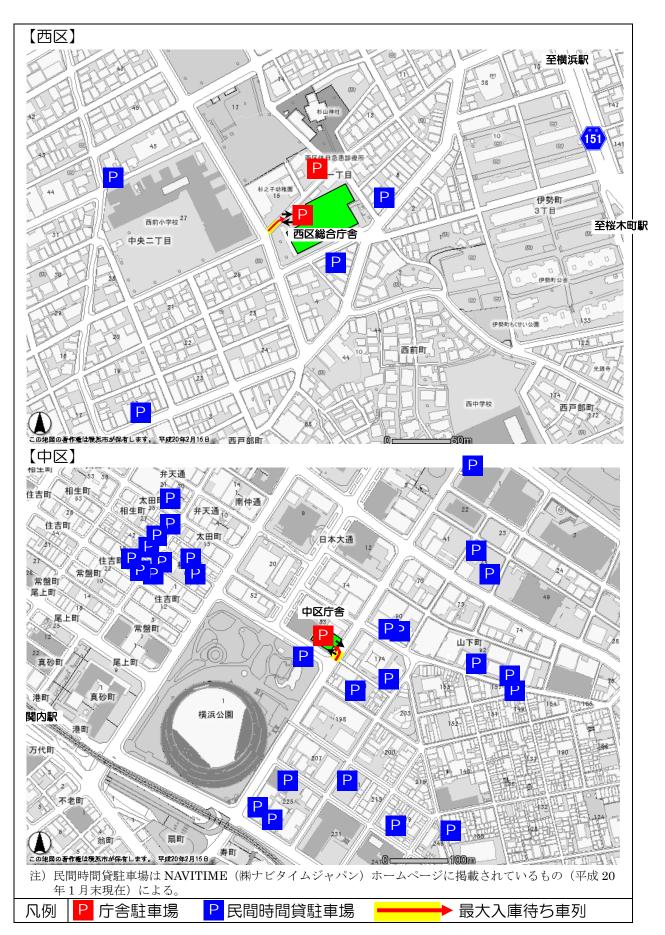
(まとめ 10)

^{※ ()}内は内数であり、身体障害者用台数。 ※ 来庁者用駐車場とは別途に身体障害者用駐車場を設けている区もある。 ※ 栄区は閉庁時には公会堂、スポーツセンターの利用者も利用可。

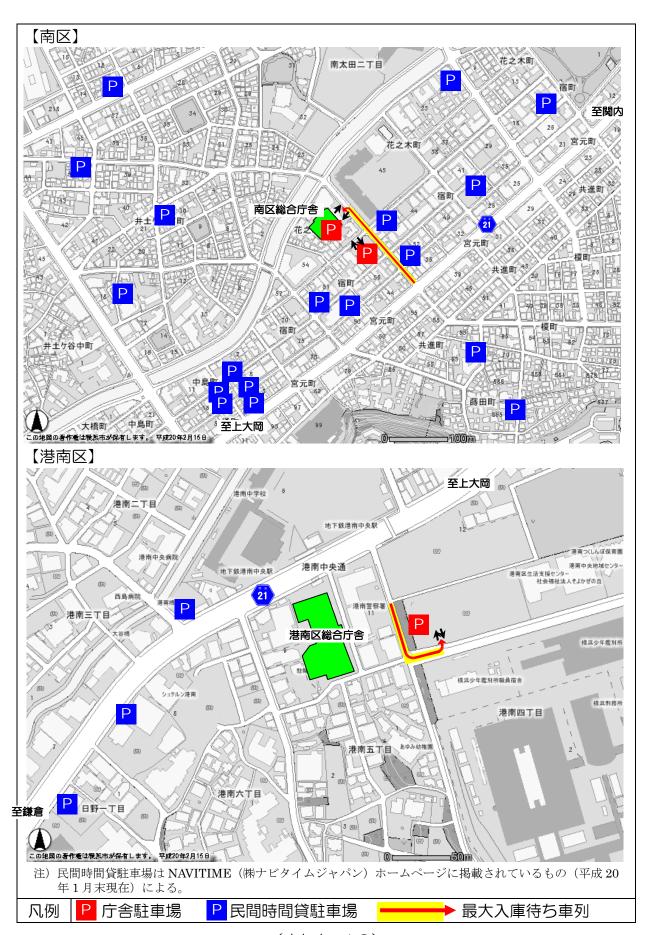
(3) 区庁舎・市庁舎駐車場の立地状況



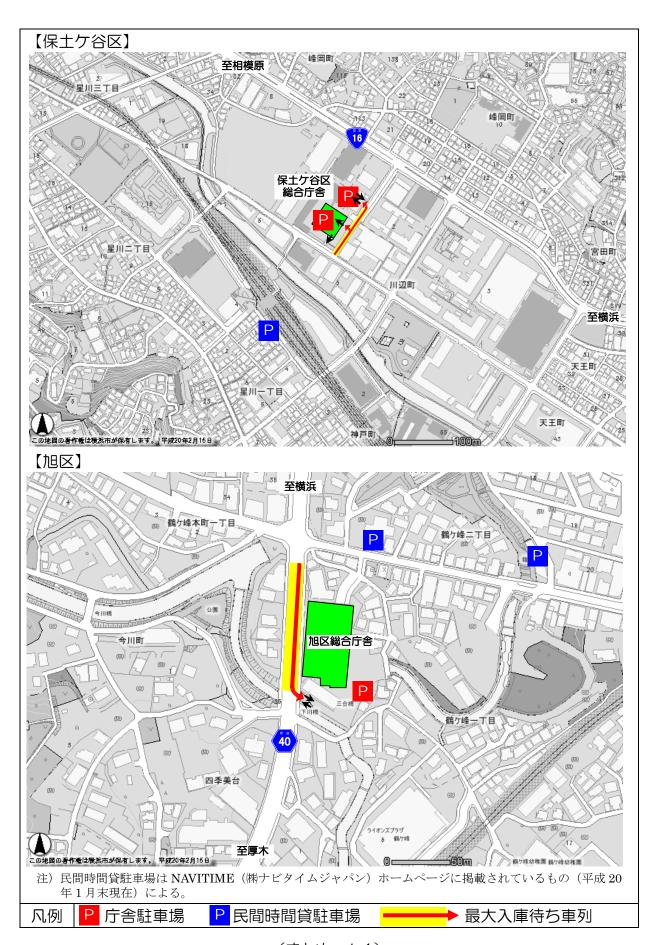
(まとめ 11)



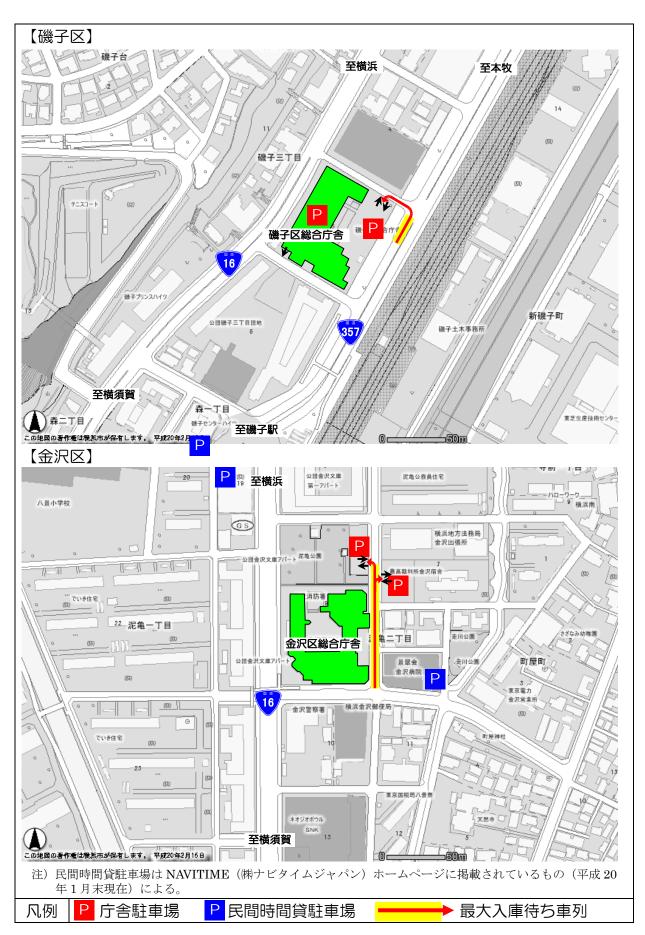
(まとめ 12)



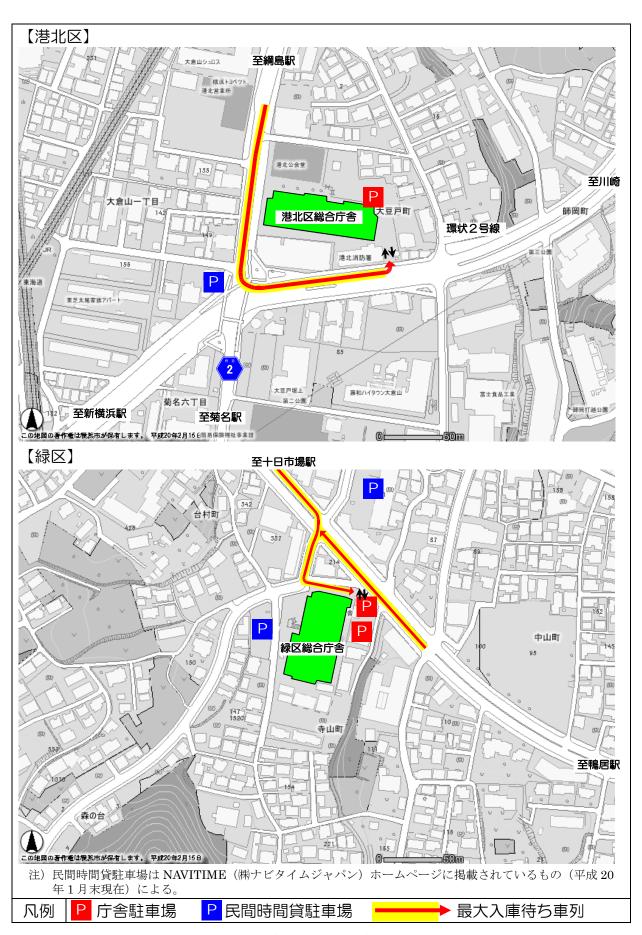
(まとめ 13)



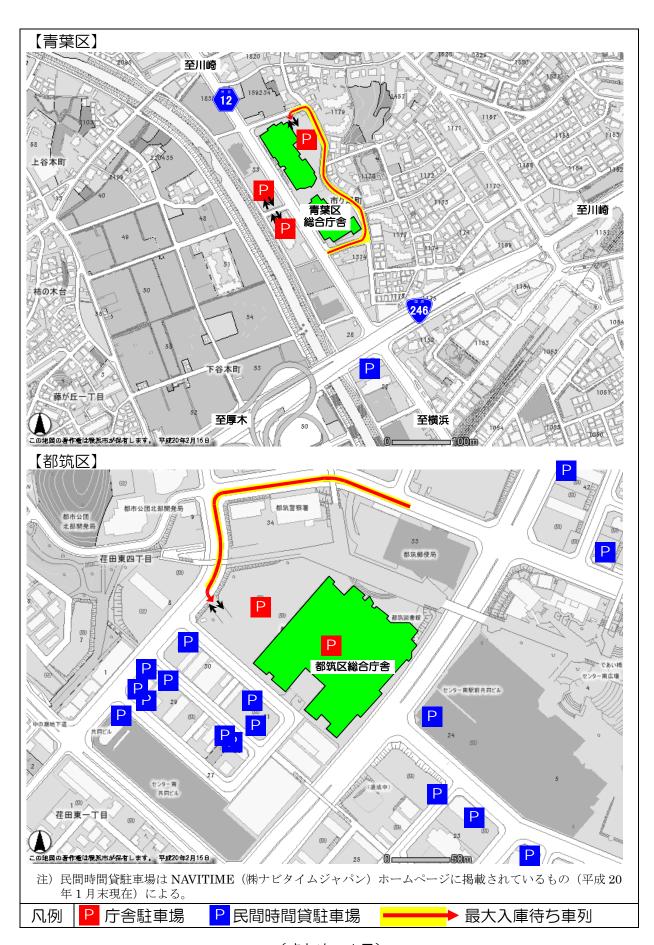
(まとめ 14)



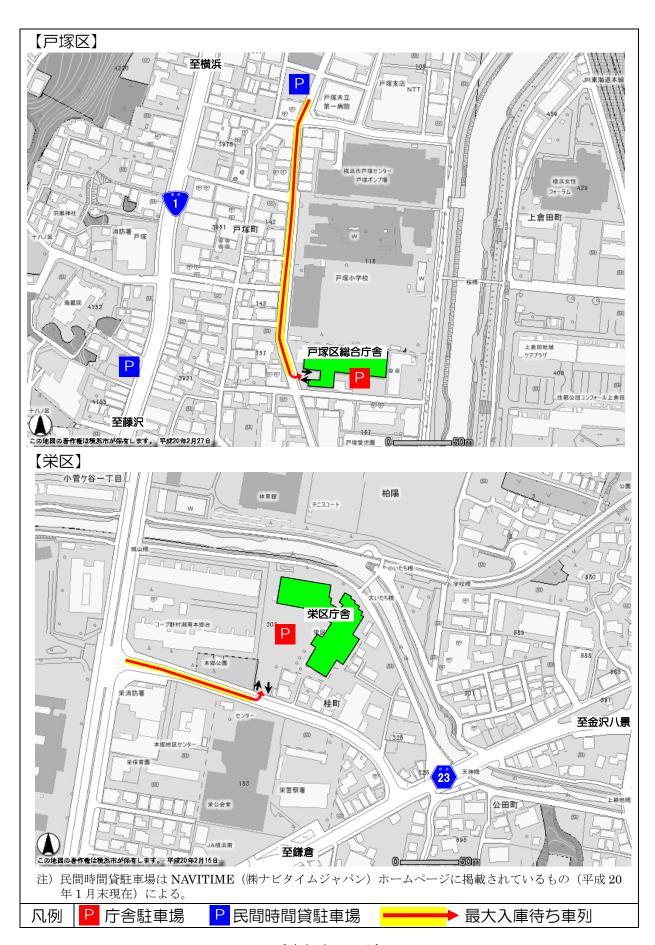
(まとめ 15)



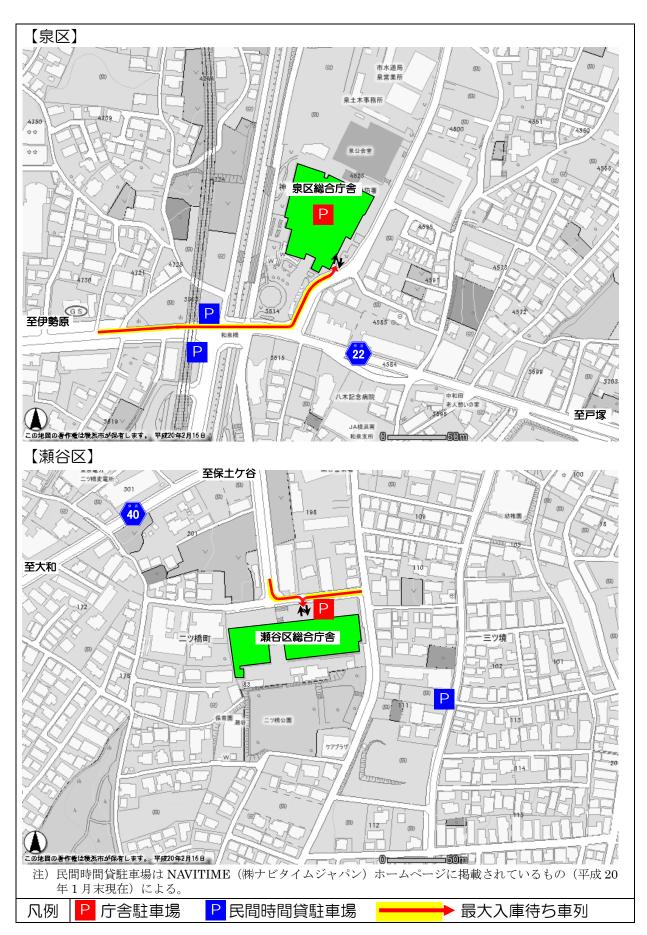
(まとめ 16)



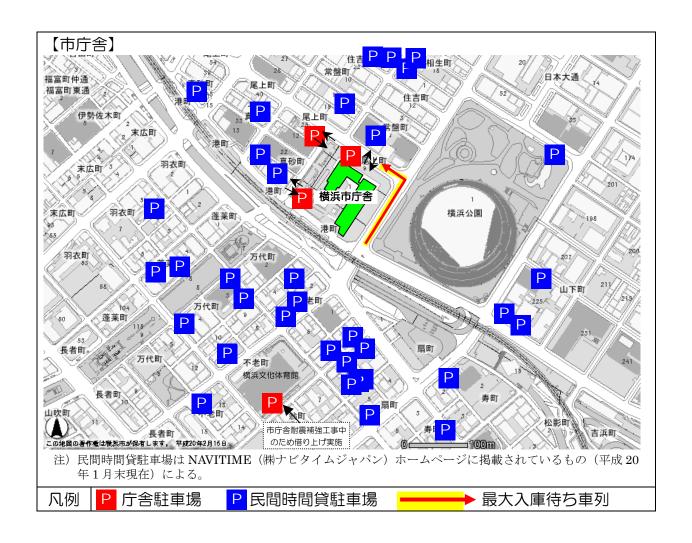
(まとめ 17)



(まとめ 18)



(まとめ 19)



(まとめ 20)

2 参考資料

(1)公の施設の設置について

・ 条例化することにより、公の施設と位置づけられることになりますが、区 役所駐車場として認知され、機能してきた経緯を鑑み、区役所来庁者の優先 利用を図る運用を検討していきます。

※1 地方自治法に照らした使用料の徴収方法の検討

1 基本条件

駐車場の使用料を徴収する場合、地方自治法に規定された次の2つのケースにおいて可能となる。

(1) 行政財産の目的外使用許可

・ 行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限度において、行政財産の効率的 利用を図るという見地から、その目的外使用が認められ、当該許可をすることがで き、それに対する使用料を徴収することができる。

(2) 公の施設の利用

- ・ 公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設である。例えば、公会堂、図書館、スポーツセンター等
- ・ 設置及び管理に関する事項は条例で定める。

2 手法検討

(1) 行政財産の目的外使用許可の場合

	開庁時	閉庁時
実施の可否	×	0
理由	・「本件駐車場は極めて大きく、来 庁者が駐車しただけでは常時スペースが余りある」といった状況が あれば、常時余っているスペース については第三者に対して目的外 使用許可をする余地はある。 ・しかし、駐車場全体について 目的外使用許可をすることは、 来庁者のためのスペースが存在し ないこととなり、「来庁者の利便性 の確保」という庁舎駐車場の本来 用途・目的を阻害することになる ため、行うことは問題である。	・来庁者はいないため、「来庁者の利便性の確保」という庁舎駐車場の本来目的を阻害しないと考えられるため可能である。

※ 行政財産の目的外使用許可には、「本来の用途又は目的を阻害しない程度」という制約があるため、閉庁日と開庁日における場合で検討する。

(2) 公の施設の利用の場合

・ 公の施設である駐車場と公用駐車場を完全に分ければ、公の施設である駐車場に ついて、条例で使用料を徴収できる。

(3) 実施可能手法

・ 上記の検討の結果、2(2)の公の施設の利用により使用料を徴収する手法以外はない。また、横浜市の18区は行政区であるため、公平性という観点から一部の区だけの条例というのは問題が生ずる懸念がある。

※2 関連条文抜粋

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(行政財産の管理及び処分)

- **第238条の4** 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、 交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定す ることができない。
- **7** 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(公の施設)

- **第244条** 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するため の施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、 正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- **3** 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いを してはならない。

(2) 区の予算の仕組みについて

平成 18 年度より、個性ある区づくり推進費においては、各区の創意工夫により確保した財源については、その区の財源として活用できる仕組みとしていますが、駐車場収入については、駐車台数など区によって差が生じているため、努力しても収益をあげられない区が出てきます。このため、まずは、18区全体の維持管理費に充当する必要があります。

充当後の差額については、一定の目的に使用するなどの形で、区民へ還元できるように検討を行ってまいります。

(イメージ)

	駐車場	収入 (利用料金)	支出 (維持管理費)	収益		
A区	平面式	1 0 0	3 0	1.0.0	7 0	A区で70使う
AA	台数多	100	3.0			
B区	平面式	5 0	4 0	1 0	∫ B区で10使う	
DE	台数中	3.0	4 0	1 0		
C区	機械式	3 0	6 0	△30	「C区は??	
	台数小	5 0	0 0			
合計		180	1 3 0	5 0		
		100	130			

収益合計が50にかかわらず、AB区に80還元する と、全体の収支が△30になってしまいます。

※ 区の予算について

身近な市民のサービスの拠点である区役所が、地域の特性やニーズに応じて個性ある区づくりを推進するために、区役所の予算として「個性ある区づくり推進費」経費があります。「個性ある区づくり推進費」は市民活力推進局予算として編成され、次のように構成されています。

1 自主企画事業費

- ●自主企画事業費(個性ある区づくり推進費に計上) 区役所が独自に企画し、執行する事業費
- ●区局連携事業(事業所管局に計上) 区役所が区の財源配分枠を活用し、局の協力を得て取り組む事業で、事業所管局 が執行する事業費

2 一般事業費

各局から配付されていた予算をまとめたもので、区役所が、地域の実情に応じて執行する事業費(防災訓練経費、広報よこはま区版発行経費等)

3 区庁舎・区民利用施設管理費 ----

■ 駐車場の維持管理費

区庁舎・区民利用施設(地区センター、コミュニティハウス等)の管理運営にかかる経費

4 その他経費等

区役所の嘱託員経費等

【現状 平成19年度予算】

◎個性ある区づくり推進費

161億円

• 自主企画事業費

… 22億円

• 一般事業費

… 11億円

· 区庁舎 · 区民利用施設管理費 … 104億円

• その他経費等

… 24億円

自主企画事業費 一般事業費

区庁舎・区民利用施設管理費

その他経費等

22 億円

11 億円

104 億円

24 億円

【財源内訳】

その他の収入

一般財源(市税)154.9億円

5.9 億円

(駐車場維持管理費含む)

国・県からの補助金等 0.2億円